|  |
| --- |
| 別 紙 ２ |

**町内会自主防災会規約**

令和　　　年　　　月　　　日現在

（名　 称）

第１条　　この会は、　　　　　　　　　　町内会自主防災会（以下「本会」。）と称する。

（事業所）

第２条　　本会の事務所は、　　　　　　　　　　　　　に置く。

（目　 的）

第３条　　本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他

の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事　 業）

第４条　　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）災害発生時における情報収集、避難誘導、初期消火などの応急対策

（２）前項に関する訓練

（３）資機材等の整備

（４）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会　 員）

第５条　　本会は、　　　　　　　　　　町内会にある世帯をもって構成する。

（役　 員）

第６条　　本会は、次の役員を置く。

（１）会　長　　　１名　　　（２）副会長　　　１名

（３）会　計　　　１名　　　（４）班　 長　　　若千名

第７条　　役員は、町内会の役員をもって充て、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

（総会及び役員会）

第８条　　総会及び役員会は、町内会総会及び役員会をもって充て、会長が招集する。

（防災計画）

第９条　　本会は、第３条に定める事業を行うため防災計画を作成する。

（会費及び経費）

第１０条　本会の会費及び運営に要する経費は、町内会費その他の収入をもって充てる。

（その他）

第１１条　この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附　則

この規約は、令和　　　年　　　月　　　日から実施する。